



PROFILE

<http://growth-law.com>

# Greeting

ごあいさつ

## 私たちの思い

私たちは、いつの時代も、社会を切り拓くのは、現状に満足せず、

覚悟をもって困難を乗り越える気概を持った経営者であると考えています。

また、社会に生きる者として、人と人とのつながりを大切にしている経営者でなければならないと考えています。

私たちもそのような経営者の一人であるべく、この事務所を設立致しました。

## 弁護士が弁護士であるために

弁護士法において、弁護士は、基本的人権を擁護し、

社会正義を実現することを使命とすると規定されています。

また、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通することが、

弁護士の職責の根本基準であるとされています。

私たちは、このような使命と根本基準の中で、他に代えがたい仕事をするを心がけています。

それは、決して突飛なことをすることではありません。

しかし、私たちにしかできないことをするのでなければならないと考えています。

職務領域に対する誇り、専門性、不断の努力、

そのために常に成長するという気概を事務所名に込めました。

## 依頼者の真の利益を実現するために

「依頼者の真の利益を実現する」ということ、それは、ご依頼、ご相談の内容をそのまま実現することを意味せず、

社会正義の実現に資するものでなければ、結果において、企業の発展につながらないものと考えています。

企業の発展につながる最善の選択と結果を依頼者の方と共有すべく努めて参ります。

人と人とのつながりを大切に、一つの束になって高みを目指し、成長する。

2018年3月

弁護士 谷川 安德

弁護士 徳田 聖也

Yasunoi  
Tanigawa

Masaya  
Tokuda



# Profile

## 弁護士紹介

弁護士

**谷川 安德** たにがわ やすのり

Yasunoi Tanigawa

学歴

立命館大学法学部卒業

立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了

司法修習 54期(平成13年10月弁護士登録)

職歴

平成13年10月 共栄法律事務所 入所

平成18年4月 しんめい法律事務所設立

平成30年3月 グロース法律事務所設立

甲南大学法科大学院特別講師(H16.4~H21.3)

民事調停官(大阪地方裁判所第10民事部H22.10~H24.9)

参与員となるべき者(大阪家庭裁判所H28.1~)

役職・公職等

経営革新等支援機関

(2013年3月21日・近財金1第107号・20130228近畿第20号)

認定事業再生士(CTP)

吹田市開発審査会 委員(2021年4月~)

吹田市建築審査会 委員(2021年4月~)

所属団体

一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会

経営法曹会議、吹田商工会議所

講演・メディア出演歴

中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき

対応策(H24.9.12大阪弁護士会) 等多数

毎日放送VOICE憤懣本舗等

主な取扱分野

労働事件(使用者側)、建築事件、債権回収、契約審査、

ハラスメント対策、事業再生、会社法関連業務

保有資格

認定事業再生士(一般社団法人日本ターン・アラウンド・マネージメント協会)

認定ハラスメント相談員(一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会)

弁護士

**徳田 聖也** とくだ まさや

Masaya Tokuda

学歴

同志社大学文学部卒業

立命館大学法科大学院修了

司法修習 63期(平成22年12月弁護士登録)

職歴

平成22年12月 F&J法律事務所入所

平成26年1月 F&J法律事務所

パートナー就任

平成30年3月 グロース法律事務所設立

保有資格

事業承継士(一般社団法人事業承継協会)

講演歴

「労務トラブルでの証拠の残し方」

「問題社員対応セミナー」

「今、企業に求められるコンプライアンス」

等、一部上場企業での研修実績を含め多数

主な取扱分野

労働事件(使用者側)、企業法務、

一般民事、家事事件



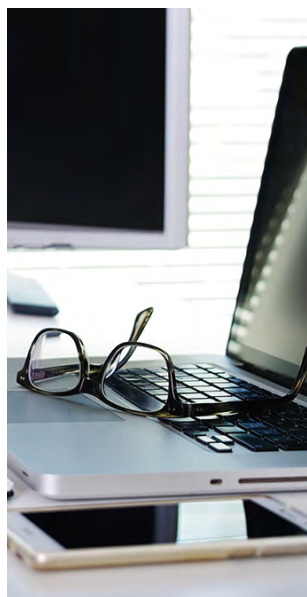
## わたしたちgrowthが取り扱っている分野

### ① 契約書の作成・審査



契約書は一度作成・調印してしまうと、その有利不利に関わらず、その内容(文章)に拘束されますので、内容や影響をよく理解した上で作成・調印することが大切です。当事務所にご依頼いただければ、それぞれ個別の事情に応じた契約書を作成することが可能です。弁護士が監修した契約書を作成することで、トラブルを未然に防ぐだけでなく、企業活動を円滑に進めるための契約書の作成が可能です。

### ② 労務問題



残業代・解雇・労働組合との交渉など経営者にとって労働問題は経営に大きな影響を及ぼす非常に重要な問題です。労働問題を防ぐためには、トラブルが起きる前に就業規則や労働契約書の整備など、労働環境の整備を行うことが必要です。そして万が一、労働トラブルが起きてしまった場合には、適正な対応をしなければなりません。当事務所は労働問題における使用者専門の法律事務所として労働トラブル予防から労働紛争の解決まで幅広いサポートを行うことが可能です。

### ③ 債権回収



債権の回収は、経営者が頭を悩ませる典型的な問題の一つです。企業活動においては、売掛金の未回収や取引先の入金遅れといったトラブルが日常的に発生しており、直接訪問をしても支払いに応じてもらえなかったり、話し合いにすら応じてもらえなかったりと、回収が困難なケースは多く存在します。当事務所では、事前の予防策から、いざ未払いが生じた場合の債権回収の可否判断および債権回収業務まで事案に応じ幅広くサポートを行うことが可能です。

### ④ 広告審査(景品表示法関連)



商品販売やサービスの提供にあたり、広告が重要な役割を果たすことは言うまでもありません。しかし、景品表示法に定める不当な表示に対する規制等に違反した場合、企業には措置命令や課徴金納付命令が課される場合があります。命令の公表がされた場合には企業にとって極めて大きなダメージが生じます。当事務所では、HP、チラシ等の広告表示につき景品表示法対策のサポートを行っていますので、留意事項の把握も含めてご相談下さい。

### ⑤ 企業内紛争/会社法関連法務



企業の安定的経営を行う上で、違法不当な行為を行う取締役への対応、株主との会社支配権をめぐる紛争などは頭を悩ます問題です。企業内紛争の解決のためには、様々な反論を想定して予め十分な検討を行っておくべき問題が多くあります。当事務所では、セカンドオピニオンも含め、企業内紛争、会社法関連法務についてのご相談を幅広くお受けしています。

### ⑥ 不動産



不動産は人の生活と切り離せず、トラブルの種類が多岐に亘り、契約の解釈に関しても専門的な視点が必要になる場合が多くあります。また、感情的な対立も深くなってしまうことが比較的多い類型です。当事務所では多くの建築紛争・不動産取引に関わった弁護士が在籍しており、不動産に関する幅広い解決策を提示することが可能です。

### ⑦ M&A/企業再編/事業再生



不採算部門の切り離し、WINWINの関係での企業同士の結合、節税対策、規模拡大によって上場を目指す。これらはいずれも組織再編によって成し得るものですが、ひとくりに組織再編といっても、株式譲渡、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転など、何を目的とするかによって様々な手法選択が求められます。これらはいずれも今日明日に出来る手法ではありません。戦略的に計画的に、そして時宜を逃さず行わなければ、再編の効果も薄れますので、現在の事業活動で抱えている事業経営上の問題などがございましたら、当事務所にお早めにご相談下さい。

### ⑧ 事業承継



伝えるべき技術力があるにもかかわらず後継者が見つからないためにやむなく廃業し技術の承継が出来なくなる、引退を考えているが事業を引き継ぐ先が見つからないためにやむなく事業を続けているという経営者が増えており、事業承継の重要性は増えています。事業承継においては契約関係も複雑であり、適切に行わなければ結局残すべき技術も失われかねません。当事務所では事業承継に積極的に取り組んでおり、事業承継の可否から手続きの完了まで幅広いサポートを行うことが可能です。

### ⑨ 社会福祉法人



社会福祉法人の事業のうちでも、例えば、介護事業はまさに日本の未来を支えるサービス事業であり、高齢者介護サービスの一層の充実なくして、これからの日本の発展はあり得ません。当事務所では介護事故や虐待、利用者とのトラブル等々、事業所において生じるトラブル対応や従業員の労務管理のサポートを行っています。

### ⑩ 顧問業務



顧問として会社業務に継続的にかかわらせていただければ、企業の危機管理やいざトラブルが生じてしまった場合について、より迅速かつ適切な対応が可能となります。また、いつでも弁護士に対し気軽にアドバイスができるという環境は経営者がトラブル対策に時間を割かれることなく経営に集中することが可能となり、企業の発展に寄与します。そのような観点から、当事務所では顧問契約を締結いただくことを強く推奨しております。各顧問プランの詳細は顧問プラン表をご参照ください。

### ⑪ 企業内研修・セミナー



当事務所では企業経営者・担当者向けセミナー及び社労士向け勉強会を定期的に開催しており、企業にとって有益な情報を提供しています。また、企業が成長するには経営者だけではなく、従業員も法的な知識等を習得することが重要です。当事務所では各企業のニーズに応じた内容での企業内研修・セミナーを実施しています。過去の実施例は当事務所ホームページにも掲載していますので、ご参照下さい。

## わたしたちが丁寧にお話をお伺いいたします。

弁護士登録以来、主に企業法務を中心として、ディベロッパー、工務店側の建築紛争や不動産取引、破産管財事件を中心とする倒産処理や事業再生、ベンチャー企業を中心とする契約管理等を取扱い、近時は、労使、労災案件の取扱も増えて参りました。また、民事調停官(非常勤裁判官)としての経験は、人に物事を伝え、解決に導くためには、聞き手に届く言葉を都度聞き手の表情や反応を見て感じ取り、瞬時に表現していく必要のあることを改めて実感する機会となりました。また、感情的対立も強くなる建築瑕疵紛争では、企業の矢面に立って、施主、住民の方より怒鳴られるようなことも多く経験しました。

誤解を恐れずに言えば、法律や法的なロジックは、時として解決のための直接的な手段としては無力であり、人と人との対話として、感情的な面も含めた紛争の根源を共有すること、そこにたどり着く過程の努力を惜しまないことは、私の弁護士としての行動指針の一つとなっています。

弁護士 谷川 安徳

Yasunori Tanigawa

## 少しでも悩んでおられるのであればまずはご相談ください!

弁護士登録以来、相続、離婚、交通事故、労務、倒産処理、企業間交渉など個人・企業に関する幅広い案件を経験する中で、依頼者に満足していただくためには金額の多寡のみではなく、真に望まれている解決は何かという点をしっかり把握し、共により良い解決に向かうという姿勢が重要であることを学びました。その為には、依頼者のお話にしっかり耳を傾け、法的に重要な事実のみを重視するのではなく、それぞれのストーリーを把握し紛争の本質を捉え、依頼者にとっての「真の解決」を追求しなければなりません。この本質を見逃したままでは一応の解決に至ったとしても、依頼者にとって「真の解決」が実現されな

い結果、不満の残る結果となってしまいます。「真の解決」の追求の為に、じっくりとお話をお伺いしたうえで、私の考えや意見をお伝えし、共により良い解決に向かうことが私の理念であり、「真の解決」のためには、困難な事案であっても「法的には無理です。」とあきらめてしまうのではなく、何か方法はないか最後まで尽力いたします。このような理念に基づき依頼者の皆様にとってより良い未来となるためのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

Maruya Takeda  
弁護士 徳田 聖也

## 顧問弁護士を推奨する理由と二つの大きな視点



**優先性 Priority**  
緊急性を要する案件への対応はもちろん、日常生じる問題等につき、顧問先様からの相談について優先対応致します。

**迅速性 Quickness**  
貴社業務の内容を平時から理解しておくことにより、より迅速かつ明確なアドバイスが可能となります。

**完結性 Completeness**  
相談案件をワンストップで解決できるよう、弁護士以外の専門家(公認会計士、税理士、社労士、司法書士等)の支援を要する場合には、信頼のおける専門家を紹介致します。

**信頼性 Reliability**  
リーガルチェックを経た契約書、各種書面は取引先・顧客への対外的な信頼性を高めるものとなります。また会社のウェブサイトやパンフレットに、顧問弁護士表示を行うことも可能です。

**合理性 Rationality**  
メール・チャットワーク・WEBツールでの相談にも対応致します。また、顧問業務外の個別案件についても、プランに応じた弁護士費用割引を行います。

### 1.「企業を守る」という視点

#### (1)危機管理のために

「企業を守る」ということ、それは事業の発展を妨げる法的リスクを把握し、法的トラブルが生じないように、日常の危機管理を行うということです。契約を例に挙げれば、すべての事業活動は契約によって成り立っています。これは、その活動の数だけ、相手方を守ってもらうべき権利があり、そして守るべき義務があることを意味します。それゆえに、相手方との間では、交渉の際に、本来譲ってはいけない契約内容があるはずであり、経営者としては、そのことを事前に法的リスクとして把握しておく必要があります。契約書は、自社で用意するケースもあれば、相手方から提示された契約書案を修正せざるを得ないケースもあります。貴社の特性、相手方の特性を踏まえた契約の締結のためには、私たちとしても常日頃から、貴社の業態などを把握させていただきたいと考えています。

#### (2)いざトラブルが生じたときのために

「企業を守る」ということ、それは法的トラブルが生じた際にも、初動対応を迅速、かつ適切に行い、トラブルを最小限に食い止めるということでもあります。ある日突然、相手方弁護士から内容証明郵便が届くことがあります。あるいは突然、預金の仮差押えをされた、訴状が届いた、等々の事情でご相談に来られることも多くあります。私たちは、案件毎のスポットでの受任も行っていきますので、もちろん、そのようなケースでもできる限り迅速に対応しておりますが、どうしても、日常的に事業活動を伺い、法的アドバイスをさせていただいているか否かでは、打合せの時間も含めまして、初動に差異が生じる場合があります。また、そういったトラブルが生じた場合に、トラブルが生じてから弁護士を選定すると、すぐに相談できる先があるのでは、当然、初動に違いが生じてしまいます。トラブルは巻き込まれることもトラブルです。いざ、という時の備えは、「企業を守る」ということと考えています。

### 2.「従業員を守る」という視点

多くの経営者は、事業活動が忙しくなればなるほど、そして事業を拡大しようとすればするほど、個々の取引内容やトラブルの一つ一つについて、従業員に対し、細かく、また従業員が求めるタイミングで指示を出すことが難しくなります。一方、その事業を支える従業員さんにとっても、不安を抱えたまま取引を行うのではなく、必要とするタイミングで法的なアドバイスを受けたいのは当然です。不安を抱えたまま、あるいは事前の法的リスクの把握のないまま取引

を行い、取引先とトラブルとなった、そして、従業員が裁判に証人として出廷することまで必要となった、というケースは、実は多く見られます。企業の法的リスクとして、とかく労使問題が取り上げられがちですが、「従業員を守り、企業を守る」という視点は、企業が持続的に発展する土壌になるものと私たちは考えています。

## 事務所のご案内



541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号  
三甲大阪本町ビル10階

お電話でのお問い合わせ

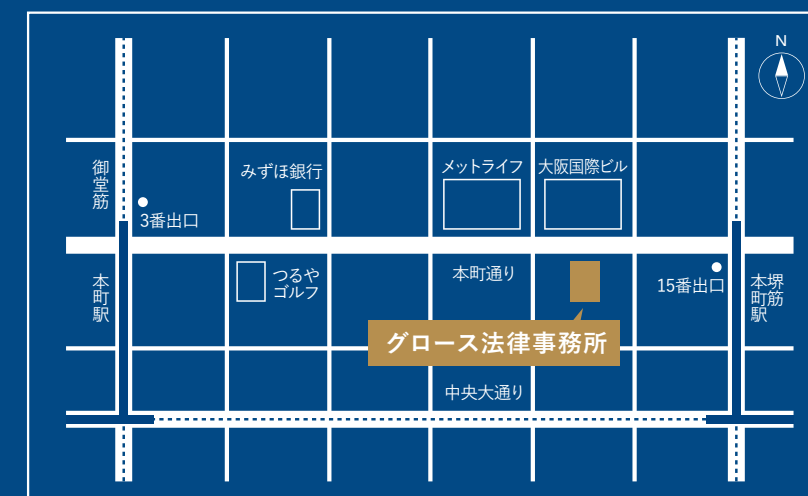
TEL.06-4708-6202

FAXでのお問い合わせ

FAX.06-4708-6203

メールでのお問い合わせ

info-growth@growth-law.com



大阪メトロ中央線・大阪メトロ堺筋線 / 堺筋本町駅から徒歩2分